

経営力強化貸付のご案内

金融機関等の支援を受けて**経営力の強化**に取り組む方に
資金を融資します【経営力強化保証制度対応】

1 融資対象者

県内で事業を営む中小企業者等で、経営力強化保証制度の申込人資格要件を満たす方

〔経営力強化保証制度の申込人資格要件（概要）〕

金融機関及び認定経営革新等支援機関※の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

※金融機関が認定経営革新等支援機関である場合は、認定経営革新等支援機関たる金融機関単独で中小企業者等の事業計画の策定支援や継続的な経営支援を行うことにより、本貸付を利用することができます。

2 融資条件

融 資 利 率	年 1.45% （固定利率）
保 証 料 率 （主な場合）	0.45%～1.75% 県制度融資の責任共有保証料率から、 原則1区分低い料率を適用
融 資 限 度 額	企業 2.8億円 組合 4.8億円
融 資 期 間	運転資金：5年以内（うち据置1年以内） 設備資金：7年以内（うち据置1年以内） 既往借入金の借換を含む場合：10年以内（うち据置1年以内）
資 金 使 途	一般保証の場合：設備資金、運転資金、借換資金 SN保証5号の場合：設備資金、運転資金、借換資金 （ただし、コロナ関連保証から借り換える場合に限る）
信 用 保 証	必ず保証協会の保証を付ける
申 込 書 類 等 （主なもの）	①信用保証委託申込書（兵庫県信用保証協会所定様式） ②申込人資格要件等届出書（兵庫県信用保証協会所定様式） ③事業行動計画書（兵庫県信用保証協会所定様式） ④SN保証5号の認定書（SN保証5号利用の場合） ⑤その他取扱金融機関または保証協会が必要と認める書類
そ の 他	金融機関は、中小企業者から、 四半期に1回、事業計画の実行状況の報告 を受け、 認定経営革新等支援機関と連携して経営支援 を行い、5事業年度にわたり、年1回、保証協会に対して、 事業計画の実行状況及び経営支援状況を報告 することが必要です。

3 ご利用・お申込み

ご利用・お申込みは、[県融資制度の取扱金融機関へ](#)ご相談ください。

- ※ 取扱金融機関の一覧は、[県ホームページ](#)に掲載しています。
- ※ 店舗によって取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください。
- ※ 取扱金融機関又は保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。
- ※ また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。

